

議案第 2 号

丸亀市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正について
丸亀市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を次のとおり改正したい。
令和 5 年 4 月 21 日提出

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

丸亀市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則
丸亀市教育委員会の事務局の組織に関する規則(平成 17 年教育委員会規則第 8 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(事務分掌) 第 8 条 各組織単位の標準的な事務分掌は、丸亀市教育委員会に対する補助執行に関する規則(令和 2 年規則第 26 号)第 2 条第 1 項から第 4 項までに掲げる事務のほか、別表のとおりとする。		(事務分掌) 第 8 条 各組織単位の標準的な事務分掌は、別表のとおりとする。	
別表(第 8 条関係) 教育部		別表(第 8 条関係) 教育部	
課	室・担当	課	室・担当
総務課	略	総務課	略
	施設担当		施設担当
	(1)～(10) 略		(1)～(10) 略
	学校給食センター		学校給食センター
	略		略
			標準的な事務分掌(制限的に解釈してはならない。)
			(11) 丸亀市教育委員会に対する補助執行に関する規則(令和 2 年規則第 26 号)第 2 条第 1 項に規定する業務に関すること。
			略

改正後		改正前	
幼保運 営課	総務担当 運営担当	略 (1)～(15) 略	略 (1)～(15) 略 (16) 丸亀市教育委員会に対する補助執行に関する規則第2条第2項第7号から第14号までに規定する業務に関すること。
文化財 保存活 用課	丸亀城管 理室	略 (1)～(3) 略	略 (1)～(3) 略 (4) 丸亀市教育委員会に対する補助執行に関する規則第2条第3項に規定する業務に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。